

仕 様 書

1 案件名称

もと林寺小学校 雨漏り応急修繕工事

2 履行期間

契約締結日から令和6年7月31日まで

3 履行場所

- (1) 名 称 もと林寺小学校（アブロードインターナショナルスクール大阪校）
- (2) 所在地 大阪市生野区林寺2-14-3

4 業務内容

本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、別紙2に示す箇所に係る雨漏りの応急的な修繕業務（別紙1内訳書のとおり）を行う。

5 作業日時

原則、平日午前9時00分から午後5時00分までの時間帯で行うこととするが、これにより難しい場合は発注者受注者双方で事前協議の上、作業日時を決定する。

6 再委託の制限

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理
 - ・業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 その他

- (1) 受注者は、作業員の安全に配慮し、事故が起きないように防護するとともに、本施設に損傷を与えないよう十分な安全管理のもとで作業を実施すること。なお、万一、本施設に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。修繕業務のため、やむなく本施設の一部破壊行為を行う際は、必ず発注者の承諾を得ること。また、修繕業務が原因で施設運営に支障が発生した場合は受注者にて修理費用等を負担し、原状回復を行うこと。
- (2) 受注者は、作業の実施により周辺部における通行を妨げ、又は周辺部へ危険を及ぼす可能性がある場合は、標識、警戒柵等を設置し、又は人員を配置するなど、安全対策に努めること。なお、履行場所は学校であることから、安全を十分に確保した状態で業務を実施すること。
- (3) 本業務の履行に際して発生した廃棄物は、受注者の責任において引き取り、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (4) 資材運搬費、現場管理費等の諸経費その他本業務の履行に係る一切の費用については、契約金額に含む。
- (5) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (6) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。
- (7) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。
- (8) 業務の進捗状況について、発注者が求めた場合は進捗報告を行うこと。
- (9) 本業務で知り得た個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。) 本業務で知り得た個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (10) 発注者は、業務実施後の検査において著しい不備があると判断した場合は受注者に作業のやり直しを命じることができる。その場合、受注者は速やかにやり直し作業を行わなければならない。

8 事業担当

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所地域まちづくり課

担当：坂中・吉田・森本（晴）・杉山

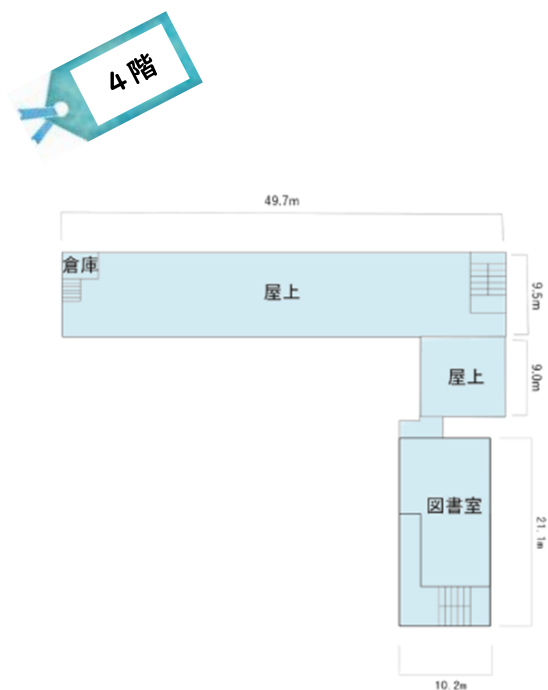
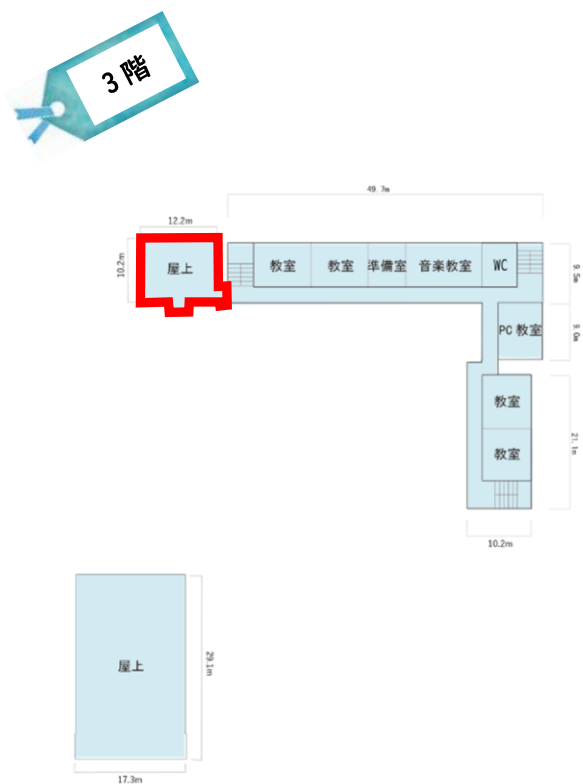
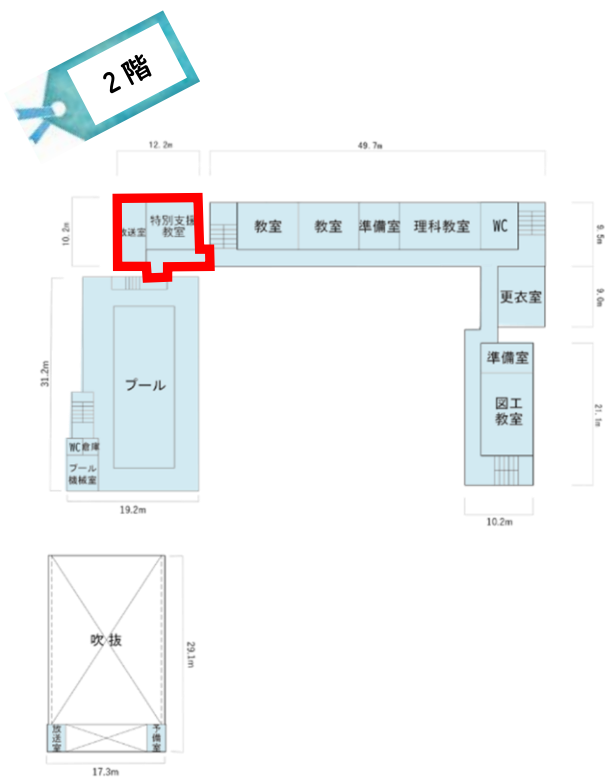
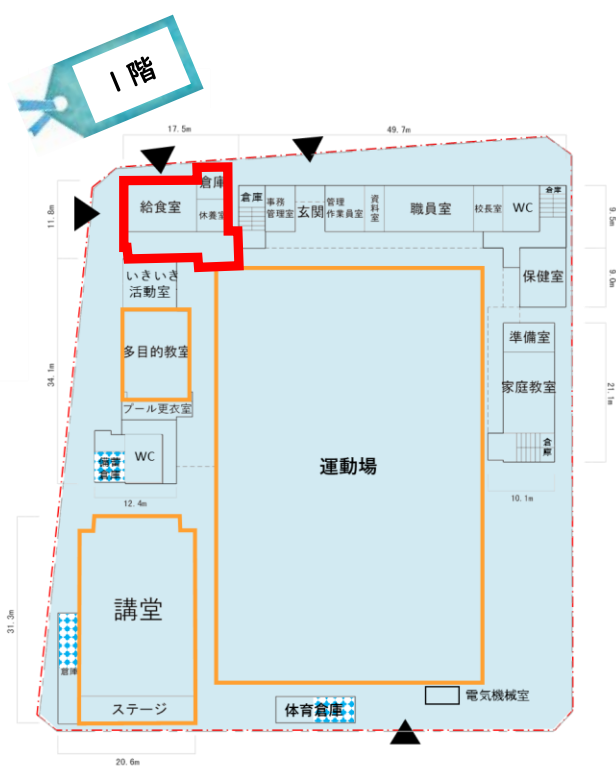
電話番号：06-6715-9017

FAX番号：06-6717-1163

内 訳 書

内容	数量
面台ウレタン塗膜防水	1 式
換気口廻りコーキング打設	1 式
屋上押え金具上コーキング撤去打替え 5 m + 5 . 5 m	1 式
外壁クラックVカット コーキング打設	1 式
養生費・脚立等・廃材処分・諸経費	1 式

校舎平面図



— は修繕箇所を示す

雨漏り箇所の現況写真



1階：給食室



2階：放送室

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 請負者：請負事業者）

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。